



今後の労働時間法制を考える 視点と論点

『報告書』3頁～22頁

2022.5.20

労働法学者研究者

毛塚勝利

新たな労働時間法の基本的視点

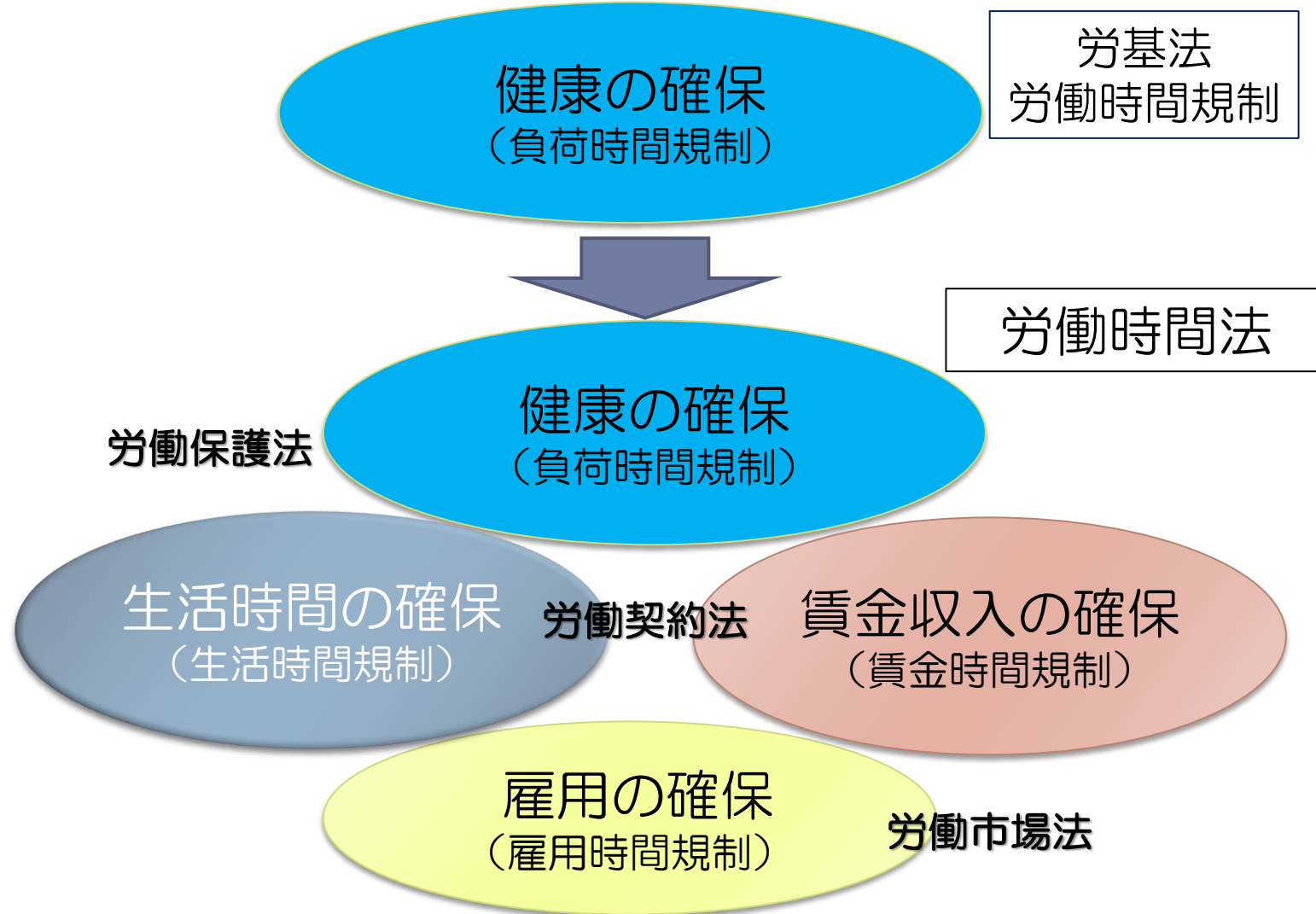
1. 健康・賃金・生活・雇用を視野に入れる

2. 生活時間の確保を基軸にする

- 最長労働時間規制
- 生活主権
- 時間外労働の時間清算原則

3. 私法的・自律的規制の拡充

- 契約法的規制の重要性（生活時間、賃金時間）
- 履行確保：モニタリング



生活時間確保規制

～ (1) 1日の最長労働時間規制

I 1日の最低生活時間規制

- ◆ 1日の最長労働時間規制：時間外労働込み1日10時間（拘束11時間）
- ◆ 最低生活時間13時間

II 最低生活時間規制に例外なし



III インターバル規制の性格転換

- ◆ EU法をはじめ一般には11時間の休息时间規制
 - 休息时间には中断は認められない
 - ICT技術の進展による在宅勤務の拡大との齟齬
- ◆ 生活時間規制に転換
 - 睡眠時間等の9時間を除き、生活時間の配置は労働者の選択に委ねる

生活時間確保規制

～（２）時間外労働の時間清算原則

- I. 時間外労働は時間清算が原則
 - 翌月調整を原則とし賃金支払日までに使用者が調整日を指定する。
 - 労使協定により一定期間（3か月）の範囲内での延長を認める。
 - 調整済みでないかぎり時間外労働協定の更新を認めない。
- II. 時間清算原則の例外
 - 月一定時間（例えば15時間）までは労使協定締結要件で賃金精算を認める。
 - 月30時間を超える時間外労働はすべて時間清算とする。
- III. 法定割増賃金の取扱い
 - 割増賃金は労使間約定に委ね、法定限度の履行確保は罰則だけにするのも選択肢
 - 残す場合は、法定割増は生活時間補償金の性格を付与
 - ◆ 15時間を超えて賃金精算を選択する場合は、割増分（生活時間補償金）は労働者本人にではなく、従業員の生活時間活動支援に回す
 - ◆ 基金管理は労使委員会とする。
 - ◆ 用途は、時間免脱権行使者への手当とする。
- IV. 実効性確保措置
 - 清算期間内に清算（調整）が終了していない限り協定更新を認めず

生活時間確保規制

～（３）生活主権

- I. 労働時間の配置と配分に関する選択権 + 場所の選択権
 - ◆ フレックスタイム---日々の労働時間の配置・配分の決定権
 - ◆ 準フレックスタイム---週単位で労働時間の配置と配分を決定
 - ◆ 在宅ワーク---労働時間の配置・配分の決定権 + 場所の選択権

- II. 使用者の生活時間配慮義務の確認
 - ◆ 生活時間確保への協力義務
 - 社会生活時間---コミュニティ活動・ボランティア活動の時間免脱権
 - 家族生活---育児のコアタイムの時間免脱権
 - ◆ 生活時間侵害防止義務
 - 生活時間帯にメール等による業務指示の制限

- III. 生活環境の変化（ライフ・ステージ）に応じた労働時間の調整権
 - ◆ 短時間勤務の選択権、短時間勤務者の時間延長権

健康・賃金・雇用にかかる労働時間規制

健康確保のための労働時間規制

- ◆ 時間外労働の上限規制の要否
- ◆ 事業所通算制と副業
- ◆ 健康管理時間規制を最低生活時間確保へ ⇔ 「生活時間規制に例外なし」

賃金確保のための労働時間規制

- ◆ 賃金時間の弾力化と生活時間規制の分離
- ◆ 成果主義の保障給・・・労基法27条の実効性の欠落⇒私法的請求権の明確化
- ◆ 労働時間確保と延長請求権・・・シフト労働・オンコール労働への対応

雇用確保のための労働時間規制

- ◆ 労働市場レベルでの年間労働時間規制・・・年間総労働時間の自治的管理
- ◆ 企業レベルでの年間労働時間規制・・・適正要員確保義務

私法的規制の拡充と履行方法の多元化

I 労働時間にかかる付随義務

- ◆ 労働時間の把握義務・管理義務
- ◆ 健康配慮義務
- ◆ 生活時間配慮義務

労働時間の短縮・
延長権

生活コアタイムの
職務免脱権・重要
会議配置回避義務

繋がらない権利

II 履行確保システムの多元化

- ◆ 労働時間に関する情報開示義務

自治体レベルでの
SHによるモニタリング

労働世界の変容と労働時間法制のさらなる課題

コロナ禍の労働世界と生活時間アプローチの優位性

- 時間と場所の選択権
- 生活時間の侵食とつながらない権利
- 個人就業者（自営的就労者）の労働時間問題

社会環境（AI・気候変動）の変化と労働時間法制

- 生活時間アプローチが等閑視していた問題
 - ▶ 法定労働時間の短縮
 - ▶ 社会の時間（「社会構成する人々によって費やされた活動量全体」）